

委 託 契 約 書 (案)

第42回近畿高等学校総合文化祭和歌山県実行委員会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、弁当手配に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務名 弁当手配業務
 - (2) 業務の内容 別添仕様書のとおり
- （契約期間）

第2条 前条に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の契約期間は、契約締結日から令和4年12月28日までとする。

（処理の方法）

第3条 乙は、委託業務を別添の仕様書に記載された内容に従って実施しなければならない。

（契約保証金）

第4条 (A) 契約保証金は、金〇〇〇円とする。

(B) 契約保証金は、免除する。

(注) 場合に応じ、(A) 又は (B) を選択します。

（委託費）

第5条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、別表の単価は消費税及び地方消費税の額を含まないものである。

2 委託費の計算期間は、第2条のとおりとする。

3 甲は、別表の単価及び次条の規定により報告された弁当の個数により算定した額に、消費税及び地方消費税の額として当該算定額の100分の10に相当する額を加えた合計金額を乙に支払うものとする。ただし、当該合計金額に1円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、委託業務を終了したときは、弁当の個数等についての報告書（以下、「実績報告書」という。）を甲に提出するものとする。

（確認等）

第7条 甲は、乙から実績報告書の提出を受けたときは、これを検査し、適当と認めたときは当該報告書の引渡しを受けるものとする。

（委託費の支払）

第8条 乙は、実績報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して委託費の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から30日以内に委託費を乙に支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰する理由により委託費の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（調査等）

第9条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委託業務の内容の変更）

第10条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託費又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの契約を解除し、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約後相当期間経過しても委託業務に着手しないとき又は契約期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

(A) ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、委託業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(B) ア 役員等（乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、委託業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(注) 個人の場合は(A)を、法人の場合は(B)を選択します。

(4) 乙から次条第2項の規定による事情によらないで契約解除の申出があったとき。

- 2 (A) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。
(B) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、委託費の〇パーセントに相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

(注) 第5条(契約保証金)で(A)を使用するときは(A)、(B)を使用するときは(B)をそれぞれ使用するものとします。

(委託業務の変更等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議して委託業務を変更し、一時中止し、又は打ち切ることができる。

- 2 乙は、天災地変感染症その他やむを得ない事情により委託業務の遂行が困難となったときは、委託業務中止(廃止)申出書を甲に提出し、甲と協議の上、この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うことができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この委託業務終了後も同様とする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第16条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 第42回近畿高等学校総合文化祭和歌山県実行委員会
委員長 森 勝 博

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○
○○○ ○ ○ ○ ○

別表(第5条関係)

弁当料金表

弁当料金		備考
区分	単価	
スタッフ弁当 1個当たり	〇〇〇(円)	お茶付き、箸付き
審査員弁当 1個当たり	〇〇〇(円)	お茶付き、箸付き

※上記金額には、弁当の配送及び容器回収・処分に係る経費を含む。